

議 第 1 0 号

昭和天皇の崩御に伴う新潟県柏崎市職員の懲戒免除及び
新潟県柏崎市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例を廃止する条例の制定について

昭和天皇の崩御に伴う新潟県柏崎市職員の懲戒免除及び新潟県柏崎
市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を
下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月16日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

昭和天皇の崩御に伴う新潟県柏崎市職員の懲戒免除及び新潟県
柏崎市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止
する条例

昭和天皇の崩御に伴う新潟県柏崎市職員の懲戒免除及び新潟県柏崎
市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第
21号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う新潟県柏崎市職員
の懲戒免除及び新潟県柏崎市職員の賠償責任に基づく債務の免除に
関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責
任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施
行後も、なおその効力を有する。